

(別表3)「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」
 (平成18年11月30日及び平成19年2月23日規制改革・民間開放推進本部決定)の対象とはならなかったものの「検討」等を行うとされた事項

番号	規制改革事項	根拠法令等	規制改革の内容	実施時期等	所管府省
1	常時監視をしない発電所で遠隔監視制御するケースの施設基準の緩和	電気設備に関する技術基準を定める省令第46条 電気設備の技術基準の解釈 第51条	運転が自動化されているガスタービン及びガスタービンコンバインドサイクル発電所については、自動停止する保護回路の増強及び遠隔監視制御所に常時駐在している技術員への連絡体制の確立等により、発電所内で常時監視する必要はないことから、このような場合には、出力に限らず常時駐在監視を行わないことを検討する。(エネルギーウ)	平成20年度措置	経済産業省
2	超軽量重力機等の飛行許可申請に用いる健康診断書の有効期限に係る通達上の表現の適正化	超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等に関する事務処理要領(平成13年4月1日国空乗第53号)	超軽量重力機等の飛行許可申請に用いる健康診断書の有効期限について、申請者の誤解防止のため適切な注意書きを付記した。 【国土交通省通達平成19年5月24日国空乗第99号】	平成19年度中措置済	国土交通省
3	災害救助法による住宅の応急修理期間の弾力的運用	災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条第1項及び第2項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成12年厚生省告示第144号)第7条第3号	現行制度においても特別基準を設定することにより、応急修理の実施期間を延長することは可能であるが、さらに、被災地の実態に即した期間設定が行えるよう、被害状況等を踏まえた特別基準の設定について、都道府県に対し通達等で周知を図る。	平成19年度中措置済	厚生労働省
4	引火性液体を輸送する際の輸送基準の緩和	消防法第16条、危険物の規制に関する政令第28条	ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満の第四石油類をフレキシブルコンテナで輸送可能とする方向で検討し、平成19年度中できるだけ早期に結論・措置する。(危険工)	平成19年度中に措置	総務省

番号	規制改革事項	根拠法令 等	規制改革の内容	実施時期 等	所管府省
5	労働基準監督署への届出書類の一括届出化	労働基準法施行規則第57条	預金管理状況報告の本社一括届出については、事業場単位での届出に係る労働基準関係法令の考え方の整理もしつつ検討し、早期に措置する。(労働才)	平成19年度中に措置	厚生労働省